

2026年4月27日 全18頁

会社法制（株式・株主総会等関係）中間試案の概要

2027年の会社法改正法案提出に向けて

金融調査部 研究員 矢田 歌菜絵
研究員 藤野 大輝
研究員 杉浦 花音
研究員 平石 隆太

[要約]

- 2026年3月18日、法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会で、「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案」（中間試案）が取りまとめられた。4月2日からパブリックコメントによる意見募集が開始されている。
- 主な項目としては、①株式の発行の在り方に関する規律の見直し（使用人等に対する株式の無償交付、株式交付制度の適用対象・手続、現物出資制度）、②株主総会の在り方に関する規律の見直し（バーチャルオンリー株主総会及びバーチャルオンリー社債権者集会、実質株主確認制度、株主総会のデジタル化、「会議体」としての株主総会の在り方、株主提案権）、③企業統治の在り方に関する規律の見直し（指名委員会等設置会社制度、責任限定契約制度、事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化）が盛り込まれている。
- パブリックコメントの期間は2026年5月22日までであり、早ければ、2027年初めにも要綱案が取りまとめられ、改正法案が国会に提出される可能性もあるだろう。

はじめに

2026年3月18日、法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会で「[会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案](#)」（以下、中間試案）が取りまとめられた。4月2日から意見募集（パブリックコメント）¹も開始され、同年5月22日まで意見募集が行われる。

中間試案は、次のような構成になっている。

- | |
|--------------------------------|
| 第1部 株式の発行の在り方に関する規律の見直し |
| 第1 株式の無償交付の対象範囲の見直し |
| 第2 株式交付制度の見直し |
| 第3 現物出資制度の見直し |
| 第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し |
| 第1 バーチャル株主総会及びバーチャル社債権者集会 |
| 第2 実質株主確認制度 |
| 第3 株主総会のデジタル化に関するその他の検討事項 |
| 第4 「会議体」としての株主総会等に関する規律の見直し |
| 第5 株主提案権に関する規律の見直し |
| 第6 その他 |
| 第3部 企業統治の在り方に関する規律及びその他の規律の見直し |
| 第1 指名委員会等設置会社制度の見直し |
| 第2 責任限定契約制度の見直し |
| 第3 事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化 |

今後、早ければ2027年初めにも要綱案が取りまとめられ、改正法案が国会に提出される可能性もあるだろう。以下では、中間試案のポイントを紹介する。

なお、特に断りがない場合、本稿では、上場会社を念頭に説明する。

株式の発行の在り方に関する規律の見直し

¹ 電子政府の総合窓口（e-Gov）パブリックコメント「[『会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案』に関する意見募集](#)」（2026年4月2日）

(1) 株式の無償交付の対象範囲の見直し²

【中間試案の提案の概要】

① 株式の無償交付の対象範囲の見直し

自社の使用人等^(注1)に対する、金銭の払込み等^(注2)を要しない自社の株式の交付（株式の無償交付）について、会社法に明文の規定を設ける（下記の案のいずれか又は双方によるものとする）

(A案) 株式の無償交付は、株主総会決議ではなく、取締役会決議によって行うことができる。ただし、当該無償交付は有利発行規制に服するものとする

(B案) 株式の無償交付は、株主総会の普通決議によって行うことができる。このとき、当該無償交付は有利発行規制に服しないものとする

② 現行法の下で利用されている「現物出資構成」について（下記の案のいずれかとする）

(A案) 現物出資構成について、現行法の規律の見直しをしない

(B案) 現物出資構成についても、①の株式無償交付制度の規律を及ぼす

③ 自社の使用人等に対して、権利行使時に金銭の払込み等を要しない新株予約権を発行する際にも、①の株式無償交付制度と同様の規律を及ぼす

ただし、無償交付される株式が労働基準法上の「賃金」に該当するかどうか、議論を整理する必要がある

(注1) 使用人又は当該上場会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役若しくは使用人。

(注2) 金銭の払込み又は財産の給付。

使用人等に対する株式の無償交付とは、一般に、自社や子会社の従業員等に対して、自社の株式をインセンティブ報酬として交付することを表す。現行法では株式の無償交付の対象が上場会社の取締役又は執行役に限定されているため、実務的には、従業員等に実質的な金銭負担を生じさせずに株式を交付する「現物出資構成」³が普及してきた。現物出資構成は、子会社や海外法人の従業員に株式を交付する際の手続き的負担が大きいと指摘されていることから、使用人等に対する株式の無償交付を会社法上明文で規定することが提案された。

なお、株式の無償交付の対象者に子会社の役員及び従業員を含めた場合、親会社の利益を優

² 詳細については、杉浦花音「[会社法改正の検討事項：従業員等に対する株式付与手続きはどのように見直されるか](#)」（大和総研レポート、2026年2月16日）を参照。

³ 現物出資構成において、企業は、従業員等に予め付与した金銭債権を現物出資させることと引き換えに、自社株式を交付する。

先し、子会社の少数株主の利益を害する不適切なインセンティブとなるおそれがあるとの指摘があった。中間試案においては、このような場合には子会社の役員に対する責任追及によって対応すれば足りるという考え方を前提にしている。

①は、株式の無償交付を行う要件を検討するものである。中間試案によると、A 案によって株式の無償交付をする場合には、取締役会の決議で「募集株式の割当てに関する方針として法務省令で定める事項」を定める必要があるほか、当該方針の概要及び株式の無償交付に関する所定の実績を事業報告の内容に含めなければならないとされている。

また、中間試案の補足説明では、①の B 案が株主総会の普通決議を要件としている理由が二つ挙げられている。一つ目は、株式の交付対象となった従業員等のエンゲージメント向上など、無償交付を実施することで会社が便益を受けられる期待があり、既存株主の利益に対する侵害が起きる可能性も高くないため、特別決議が求められる有利発行規制を緩和するということがある。二つ目は、会社が使用人等に対して株式などを過剰に付与することを防ぐため、株主に判断を求める必要があるということである。なお、中間試案では①について、A 案及び B 案の双方を採用することもあり得るとしている。

②は、株式の無償交付の制度化に伴い、現行の現物出資構成にも同じ①の規律を設けるなど、その取扱いを検討することが考えられている。審議会では、これまでの実務で法的な問題が生じていないことなどを理由に、現物出資構成の規律を無償交付制度と揃える必要はないとする意見も見られた。

また、中間試案では、無償交付される株式が労働基準法第 11 条における「賃金」に該当し、同法第 24 条における賃金の通貨払いの原則に抵触しないかについて整理を要するとされている。審議会では、無償交付される株式が労働基準法上の「賃金」に該当しないことを前提として検討が進められてきたが、その結論が得られないままに従業員等に対する株式の無償交付が制度化された場合、労働基準法の範疇で、賃金として株式を一般に無償交付できる、という誤った理解が広がるおそれがあるとの指摘⁴がされた。

(2) 株式交付制度の見直し

【中間試案の提案の概要】

- ① 子会社株式の追加取得を株式交付の対象とする（下記の案のいずれかとする）
- (A 案) 子会社の株式を追加取得する場合を一般的に株式交付の対象とする
- (B 案) 次のイ若しくはロに掲げる場合のいずれか又は双方を株式交付の対象とする
- イ) 株式交付計画において、当該株式交付の効力発生日の後に株式交付子会社の株式を追加取得する旨を定めたとき
- ロ) 子会社の株式を所定の割合^(注1)まで追加取得するとき

⁴ 法制審議会法制（株式・株主総会等関係）部会第 6 回会議（2025 年 10 月 1 日）[議事録](#) p. 12 より

- ② 実質子会社化^(注2)する場合を株式交付の対象とする
- ③ 外国会社と持分会社を株式交付の対象とする
- ④ 株式交付親会社における債権者保護手続を廃止する

(注1) 総株主の議決権の3分の2、10分の9又は全部が想定されている。

(注2) 対象会社を会社法施行規則第3条第3項第2号及び第3号に掲げる場合における子会社にすることを指す。

株式交付とは、株式会社（買収会社/株式交付親会社）が他の株式会社（対象会社/株式交付子会社）を買収する際に、申し込みのあった対象会社の株主から株式を取得し、その対価として買収会社の株式を交付することを指す。株式交付制度は前回の会社法改正（2019年）で制定されたが、対象会社を議決権50%超の子会社とする場合に限られること、日本の会社法上の「株式会社」を子会社化する時にしか使えないこと、手続き負担が重いことなどが課題として指摘されてきた。中間試案では、株式交付の対象となる場面、株式交付の対象となる会社、株式交付の手続の3点について見直すことが提案されている。

①は、完全子会社化に向けて、子会社の持分比率を高める場面などが想定されている。もっとも、①のA案のように株式交付を子会社株式を追加取得する場合にも認めると、簡易株式交付を複数回行うことで、株主総会等の手続きを回避することができてしまうおそれがあると指摘⁵されている。

③については、株式と持分の性質の違いに照らし、持分会社を子会社とする場合には株式交付子会社の株式の譲渡しに関する規定とは一部異なる規定を設けることが考えられている。

④については、中間試案で、株式交付親会社の債権者保護手続を廃止する場合、一定の株式交換における債権者保護手続きも廃止するとされている。また、株式交付親会社の反対株主の株式買取請求権についても、これを認めないとする考え方もあるとの言及がある。パブリックコメントの内容次第では、今後反対株主の株式買取請求権の廃止が検討される可能性があるといえるだろう。

(3) 現物出資制度の見直し

【中間試案の提案の概要】

- ① 募集事項の決定において、株主総会特別決議で現物出資財産の価額を定めた場合には、検査役の調査を省略することができる^(注1)
- ② 現物出資者の不足額填補責任の発生要件（下記の案のいずれかとする）

⁵ 法制審議会法制（株式・株主総会等関係）部会第6回会議（2025年10月1日）[議事録](#) p.28 より

(A 案) 募集事項の決定の時、現物出資財産の価額が募集事項として定められた額に著しく不足する場合において、現物出資者が取締役等と通じて募集株式を引き受けたとき（又は現物出資財産の評価のために重要な事項について故意若しくは重大な過失により株式会社に対して虚偽の説明をしたとき）に限り、責任を負う

(B 案) 募集事項の決定の時、現物出資財産の価額が募集事項として定められた額に著しく不足する場合全般に、責任を負う

③ ②の要件が満たされたときの不足額填補責任の内容（下記の案のいずれかとする）

(A 案) 現物出資者は、株式会社に対して決定時不足額^(注2)を支払う義務を負う

(B 案) 株式会社は、現物出資者に対して決定時不足額を払込金額で除して得た数の株式を無償で譲渡することを請求することができる

④ 取締役等及び証明者^(注3)の不足額填補責任の内容（下記の案のいずれかとする）

(A 案) 取締役等及び証明者は、決定時不足額について、立証責任の転換がされない過失責任を負う

(B 案) 取締役等及び証明者は、決定時不足額について、立証責任の転換がされた過失責任を負う

⑤ 現物出資制度の規律の見直しの適用範囲（下記の案のいずれかとする）

a. 新株予約権の行使に際して行う現物出資では、①～④の規律を適用する

b. 会社の設立に際して行う現物出資では、①～④の規律は適用しない

(注 1) このとき、取締役は株主総会において、現物出資財産の評価の方法など、評価額その他の募集事項として定められた現物出資財産の価額が相当である理由を説明しなければならない。

(注 2) 募集事項の決定の時、現物出資財産の価額が募集事項として定められた現物出資財産の価額に著しく不足する場合の不足額。

(注 3) 募集事項として定められた現物出資財産の価額が相当であることについて証明した者。

現物出資制度に関する中間試案のポイントは、検査役による調査や、現物出資者の不足額填補責任など、現物出資制度の利用が忌避される要因として指摘されてきた規制を、部分的に緩和することにある。①は、株主総会で、現物出資財産の評価方法など、価額が相当な理由を取締役が説明した上で特別決議がされた場合、当該現物出資財産の価額に対してある程度の担保がされているとして、検査役による調査を省略できるとする提案である。

②～④はいずれも不足額填補責任に関する提案である。現行の会社法では、現物出資者が募集株式の株主となったときを不足額の計算基準時としていること、現物出資者が無過失であっても責任が課されることなどが、規制として過剰だと指摘⁶されている。

⁶ 法制審議会法制（株式・株主総会等関係）部会第2回会議（2025年5月21日）[議事録](#) p.49 より

中間試案では、募集事項として定められた現物出資財産の価額と比較する対象を「現物出資者が募集株式の株主になったときの価額」から、「募集事項の決定時の価額」に変更する案が示されている。また、現物出資者に一定の帰責事由がある場合に限り、不足額填補責任を負わせる旨の規定への変更が提案されている。④は、不足額の定義を改めた上で、取締役や証明者が負うべき責任の内容を改めて検討したものである。

図表 1 現物出資財産の評価のタイミング

	基準となる価額	比較対象となる価額
現行法	第 199 条第 1 項第 3 号の価額	現物出資者が募集株式の株主になったときの価額
中間試案	第 199 条第 1 項第 3 号の価額	募集事項の決定のときの価額

(注) (基準となる価額) - (比較対象となる価額) の値が著しく大きいと判断されるとき、その不足額について現物出資者等は責任を負う。

(出所) 法令及び、中間試案より大和総研作成

なお、中間試案では、株主総会の特別決議による検査役の調査の省略があった場合における不足額填補責任の在り方について、引き続き検討する必要があるとしている。

株主総会の在り方に関する規律の見直し

(1) バーチャル株主総会及びバーチャル社債権者集会

【中間試案の提案の概要】

- ① バーチャルオンリー株主総会の実施要件
 - a. 株主総会の場所を定めないことができる旨を定款で定めることができる (注1)
 - b. インターネットの使用に支障がある株主の利益確保のための措置 (通信機器の貸出しや電話による方法など) をとらなければならない (注2)
 - c. 合理的に必要と認められる範囲内において、議事における情報の送受信を、即時、かつ相互に行うことができる通信の方法を使用しなければならない
- ② バーチャルオンリー株主総会実施時の手続等

招集の決定事項及び招集通知事項、議事録記載事項等にインターネットを用いる通信の方法等を記載するなど
- ③ 株主総会の決議の取消しの訴えの特則 (セーフハーバールール)

通信障害対策措置を講じた場合、株式会社の故意又は重大な過失によって通信障害が発生したときや、通信障害により決議の方法が法令又は定款に違反した事実が決議に影響を及ぼすものであるときでない限り、株主総会の決議取消事由としない
- ④ 株主総会の延期又は続行

バーチャルオンリー株主総会の延期又は続行に関して、通信障害により総会の議事に著しい支障が生じる場合には、議長が総会の延期又は続行を決定することができる旨の決議がある場合において、その決議に基づいた議長の決定があったときは、改めての招集決定や招集通知を行う必要はない

⑤ 場所の定めのある株主総会の開催請求

株主に場所の定めのある株主総会の開催請求権を認めない

⑥ バーチャルオンリー株主総会の規律の適用対象

- a. 非上場会社を含む全ての株式会社を対象とする
- b. ハイブリッド出席型バーチャル株主総会^(注3)については、規律を設けるか否かを引き続き検討。規律を設ける場合は、基本的に、招集決定事項、招集通知事項、株主総会議事録記載事項、株主総会決議取消の訴えの特則に限定して規律を設ける方向で検討

⑦ バーチャルオンリー社債権者集会

実施要件：合理的に必要と認められる範囲において、議事における情報の送受信を、即時、かつ相互に行うことができる通信の方法を使用しなければならない

実施手続：招集通知事項に、「場所を定めない旨、送受信の方法、書面又は電磁的方法による事前の議決権行使をした場合の議事におけるインターネットでの議決権行使をした場合の効力の扱い、インターネットを用いて情報の送受信をするために必要な事項」を加えるなど

社債権者集会の決議の不認可の特則：通信障害対策をとった場合、通信障害により決議の方法が法令又は定款に違反したときであっても、招集者の故意又は重大な過失によって通信障害が生じた、又は、通信障害により決議の方法が法令又は定款に違反した事実が決議の結果に影響を及ぼすものである場合に限り、不認可事由となる

⑧ 社債、株式等の振替に関する法律に基づく 86 条証明書のデジタル化

振替社債の社債権者が社債権者集会において議決権の行使に当たって提示が求められる証明書を書面によるものだけでなく、電磁的記録による証明書も可能とする、又は現行制度の維持

(注1) 定款の定めを要件としないという考え方を採る場合には、一定の割合の議決権を有する単独又は複数の株主に対して、場所の定めのある株主総会の開催請求権を認めることなど株主の意思を反映させるための代替手段を併せて検討することが必要。

(注2) ただし、b. で定める措置を取らない場合は、株主全員の同意を得ること、としている。

(注3) リアル会場・オンライン会場の両方があり、株主の法律上の出席はいずれ会場からも認められる開催形式。

①～⑥は、産業競争力強化法（以後、産競法）に基づく会社法の特例として実施が認められるバーチャルオンリー株主総会（場所の定めのない株主総会）を会社法で規定するための案である。現行の会社法上、株主総会の実施に当たっては、実施する場所を定める必要がある。中間試案では、バーチャルオンリー株主総会を実施するための要件に、定款でその旨を定めることを設けている。

産競法に基づく現行のバーチャルオンリー株主総会の実施件数が限定的な要因の一つに、通信障害が発生し、株主が議事または採決に参加できなかった場合、株主総会決議取消しの訴えが提起されるおそれが挙げられている。そのため、会社法におけるバーチャルオンリー株主総会の規定においてはそのリスクを低減させるべくセーフハーバールールを規定している。即ち、バーチャルオンリー株主総会の実施に当たり会社が通信障害対策を講じたにもかかわらず、通信障害が発生した場合、その通信障害が会社の故意又は重大な過失によるものである、又は、通信障害が決議に影響を及ぼすものである限り、通信障害の発生が株主総会決議取消事由となるとしている。

また、現行の産競法に基づくバーチャルオンリー株主総会の実施は上場会社に限られているが、非上場会社においてもニーズがあることから、中間試案では上場の有無を問わない全ての株式会社を対象としている。

⑦は、現行の会社法上、バーチャルオンリー社債権者集会は実施できないことを見直すものである。中間試案では、会社法上の規定としてバーチャルオンリー社債権者集会を実施できる案を提示している。バーチャルオンリー社債権者集会の実施要件等は、基本的にはバーチャルオンリー株主総会と同様の方向性で、セーフハーバールールも同じく盛り込まれている。

(2) 実質株主確認制度

【中間試案の提案の概要】

① 株式会社から実質株主を確認する制度

- a. 上場会社は、仲介機関である名義株主に対して、直近仲介機関（注1）又は指図権者（仲介機関に対して議決権の行使について指図権限を有する者）に係る情報の提供を請求することができる
- b. 上場会社による請求又はその請求に基づく仲介機関の通知を受けた仲介機関は、請求に係る株式について直近仲介機関がある場合は一定期間内にその仲介機関に対して、請求又は通知を受けた旨を通知しなければならない
- c. 上場会社による請求又は仲介機関からの通知を受けた仲介機関（上記 a. 又は b.）は、一定期間内に上場会社に対し、次の情報を提供しなければならない

イ) 直近仲介機関がある場合：直近仲介機関ごとの氏名・名称、会社法人等番号、住

所、メールアドレス、株式数

ロ) 指図権者がいる場合：指図権者ごとの氏名・名称、会社法人等番号、住所、メールアドレス、株式数

ハ) 上記いずれにも該当しない場合：株式数

- d. 情報提供又は通知に掛かる費用は、情報提供の請求を行った上場会社の負担
- e. 故意又は重大な過失により、仲介機関への通知・上場会社への情報提供をしなかった者、又は、虚偽の通知・虚偽の情報提供をした者は、過料に処する
- f. 実質株主による株主総会への代理出席・議決権の行使について、仲介機関である名義株主が上記 c. により情報が提供された指図権者を代理人として議決権を行使することを禁止する旨の定款の定めは効力を有しないとする

② 株主側から株式会社に対する通知を義務付ける制度

- a. 金融商品取引法に基づく大量保有報告制度により大量保有報告書又は変更報告書（以下、大量保有・変更報告書）を提出しなければならない者（大量保有者）は、提出期限までに、大量保有・変更報告書を発行体である上場会社に提出しなければならない
- b. 上記 a. の大量保有・変更報告書の提出は、金融商品取引法に基づいた内閣総理大臣への提出（実際は、EDINET での提出）をもって代えることができる
- c. 大量保有・変更報告書の不提出又は重要な虚偽記載がある場合、違反者に対して上場会社が議決権停止通知をした日から一定期間が経過したときは、違反者が保有する株式は、議決権を有しない。ただし、違反事実発生日から一定期間（5 年を想定）経過後、又は、違反に係る大量保有・変更報告書が追完^(注 2)された日から一定期間経過後はこの限りではない

(注 1) 株式仲介業務を提供している他の仲介機関をいう。

(注 2) 追完とは、違反者がその時点における直近の事由に基づいて大量保有・変更報告書を提出することを想定している。

コーポレートガバナンス・コードや日本版スチュワードシップ・コードの導入から 10 年以上経過し、株式会社と株主との対話の重要性が増す中、株式会社が対話の相手、特に議決権の行使について指図権限を有する者（実質株主）を知る制度の整備が不十分であるという懸念がかねて示されている。金融商品取引法に基づく大量保有報告制度は、株券等保有割合が 5%以上の者を明らかにするための制度ではあるが、大量保有報告書の提出義務が課されているのは株主・投資家側であることもあり提出遅延も多く、そのエンフォースメントにおける課題が指摘されている。

①では、株式会社と株主との建設的な対話を促進するため、上場会社に対して、仲介機関で

ある名義株主に、その仲介機関の先に更なる仲介機関が存在するか情報提供を求めることを認め、存在する場合はその名称や株式数等の情報の請求権を、議決権行使の指図権限を有する者に到達するまで認める規定が提示されている。これはEUのSRD II（第2次株主権利指令）を参考に、株式会社から仲介機関に対して情報提供を請求できるとしている。

①は「株式会社と株主の建設的な対話の促進」のために会社側に情報請求権を認めるものであるのに対し、②は株主側に株式会社への通知を義務付ける制度である。この通知義務の制度趣旨は、一定数以上の議決権の行使について実質的な決定権限を有する者に係る情報は、株主総会において株主が重要な意思決定を公正に行うために重要な情報であるため、発行体である株式会社や他の株主に開示させる必要があることとされている。当該通知義務の違反は、他の株主の利益を害しているとされるほか、株主総会の意思決定を歪めるおそれがあるとして、違反に際して議決権を制限することとしている。この通知義務の制度は実質的には、金融商品取引法に基づく大量保有報告制度における違反を取り締まるものである。大量保有報告書等の不提出や提出遅延、虚偽記載、重要な事項の不記載といった違反があった際に、株式会社が違反者に対して通知を行い、通知の一定期間後、その違反者が保有する間、その株式については議決権を停止するものとしている。

(3) 株主総会のデジタル化に関するその他の検討事項

【中間試案の提案の概要】

- ① 書面交付請求制度について、一定の移行期間を設けた上で廃止、又は現行制度の維持
- ② 書面による議決権の行使についての見直し
株主数が1,000人以上の場合において、電磁的方法による議決権行使を認めている場合は、書面による議決権行使を認めることを要しない、又は現行制度の維持
- ③ 株主総会の招集の電磁的方法による通知についての見直し
連絡先として株主名簿にメールアドレスを記載できるようにし、メールアドレスの記載のある株主に対する株主総会の招集の電磁的方法による通知については、株主の承諾を要しない

①は、前回の会社法改正（令和元年改正会社法）で導入された書面交付請求制度の廃止の可否を検討するものである。書面交付請求制度は、株主総会資料の電子提供制度（株主総会資料の原則的な提供方法をインターネット等の電子提供とする）が創設された際に、インターネット等の利用が困難である株主に対して株主総会資料を従前のように書面で受け取ることができるよう、併せて設けられた。株主総会資料の電子提供制度の適用開始以後、書面交付請求の利用が限定的であるため、廃止または現行制度の維持が検討されている。

現行、株主数が 1,000 人以上の場合は書面による議決権行使を認める必要がある。この規律について、上場会社等では電磁的方法による議決権行使が一般的になりつつあることなどを踏まえて、②では現行制度の見直しの可否を問いつつ、見直すのであれば電磁的方法による議決権の行使を認める場合は書面による議決権の行使を認める必要はないこととしている。

③では、社会のデジタル化を踏まえて、メールアドレスを株主名簿の任意的記載事項とし、株主の承諾を得てメールアドレスを株主名簿に記載した場合は、個別の承諾を得なくても、その株主に対して招集通知を電磁的方法で発することができることとしている。

(4)「会議体」としての株主総会等に関する規律の見直し

【中間試案の提案の概要】

- ① 事前の議決権行使がされた場合における株主総会の決議の合理化（下記の案のいずれか又は双方によるものとする）

(A 案) 株式会社は、以下の旨を定款で定めることができる。この規定により株主総会決議があったものとみなされた場合には、その旨を株主総会に報告しなければならない

一 書面又は電磁的方法による議決権行使を認めた場合において、株主総会議案について、事前の議決権行使によって、議決権を行使することができる全ての株主が出席した場合における決議要件を満たしたときは、事前の議決権行使期限を経過した時に当該議案を可決する旨の株主総会決議があったものとみなす旨を定めることができる

(B 案) 株主総会議案について、事前の議決権行使期限までに、事前の議決権の行使により、当該議案について議決権を行使することができる全ての株主が出席した場合における決議要件を満たした場合は、株主総会の決議方法の違反等は、株主総会の決議取消事由とならない

- ② 株主総会の書面決議制度の見直し

株主総会議案を株主に通知した場合、総議決権の 90%以上の議決権を有する株主が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をし、意思表示をした株主が株主総会において議案に賛成したとすれば株主総会決議の要件を満たす場合には、原則として当該議案が可決したものとみなす

- ③ 社債権者集会の決議があったものとみなす制度の見直し

現行制度上、社債権者集会の目的である事項についての提案に、議決権を行使できる社債権者の全員が同意の意思表示をした場合のみ決議があったものとみなすことについて、多数決によって決議があったものとみなすことができるように見直す（下記の案のいずれか又は双方によるものとする）

(A 案) 現に議決権を行使した議決権者の議決権の総額ベースで、提案者が定める同意期

限までにそれぞれ次のイ又はロに定める者の同意があったときは、決議があったものとみなす

イ) 会社法 724 条 2 項各号の事項：議決権者の議決権の総額の 5 分の 1 以上で、かつ、書面にて議決権を行使した議決権者の議決権の総額の 3 分の 2 以上の議決権を有する者

ロ) 上記以外の事項：書面にて議決権を行使した議決権者の議決権の総額の 2 分の 1 超の議決権を有する者

(B 案) 全議決権者の議決権の総額ベースで、提案者が定める同意期限までに次のイ又はロに定める者が、書面又は電磁的記録により意思表示したときは、決議があったものとみなす

イ) 会社法 724 条 2 項各号の事項：議決権者の議決権の総額の 3 分の 2 以上の議決権を有する者

ロ) 上記以外の事項：議決権者の議決権の総額の 2 分の 1 超の議決権を有する者

④ キャッシュ・アウトの手続の見直し

株式等売渡請求をすることができる特別支配株主として現行の総議決権の 90%以上を有する者に加え、公開買付け (MoM 条件 (後述) を含む一般株主の利益確保のための公正な手続がとられたものに限る) により総議決権を 3 分の 2 以上有することとなった者を含める、又は現行制度の維持

①は、特に上場会社の株主総会においては事前の議決権行使によって株主総会の前日までに決議の成立が事実上確定しているにもかかわらず、当日の議事運営次第では株主総会の決議取消事由が生じ得ることなどを受けて、会議体としての株主総会の在り方を見直すものである。A 案では、事前の議決権行使の結果、株主総会の決議の要件を満たす場合は決議があったものとみなす。ただし、株主総会の開催自体は必須として株主からの質問に対する説明や報告事項の報告は必要とする。この場合、株主総会よりも前の時点で決議が成立しているため、株主による修正動議の提出ができないほか、決議成立後の事情は株主総会の決議取消事由にはならないこととしている。他方、B 案では、株主総会の目的である議案について事前の議決権行使によって決議の要件を満たした場合には、株主総会の決議の方法が法令又は定款に違反したことは、決議取消事由とならないこととしている。つまり、事前の議決権行使によって決議要件を満たした場合、A 案では株主総会の決議があったものとみなし、B 案では当日の議事運営を株主総会の決議取消事由の対象にしない、という違いがある。

④は非公開化を目指した公開買付けに係るスクイーズアウト (少数株主の締出し) の要件を緩和するものである。現行、公開買付けにより総議決権の 3 分の 2 以上 90%未滿を取得した場合、キャッシュ・アウトのために株主総会の決議が必要であるため金銭交付の時期が遅れ、1

段階目の公開買付けに強圧性が生じる懸念が指摘されている。そこで、スクイーズアウトのうち株式等売渡請求権が認められる特別支配株主の該当要件を現行の総議決権の90%から3分の2に引き下げ、速やかに金銭の交付ができるものとしている。ただし、一般株主を保護するため、適用要件のうち公開買付けについてはマジョリティ・オブ・マイノリティ条件（MoM 条件）（一般株主が保有する株式の過半数の応募があることを公開買付けの成立条件とするもの）等の公正な手続を求めることとしている。

(5) 株主提案権に関する規律の見直し

【中間試案の提案の概要】

- | |
|---|
| <p>① 株主提案権の行使要件のうち、議決権 300 個要件の見直し（下記の案のいずれかとする）</p> <p>(A 案) 議決権数の要件を廃止し、総株主の議決権 1%以上のみを要件とする</p> <p>(B 案) 議決権数の要件を 300 個から引き上げる</p> <p>② 株主提案の行使期限（現行は株主総会日の 8 週間前まで）の見直し（下記の案のいずれかとする）</p> <p>(A 案) 8 週間の期間を延長（10 週間程度など）</p> <p>(B 案) 株式会社が一定の時期（株主総会日の 4 カ月前など）までに、株主に対して株主総会日を通知^(注)した場合は、総会日の一定の期間（3 カ月など）前まで</p> <p>(C 案) 現行（8 週間）を維持</p> |
|---|

(注) 株式会社の類型や規模に応じて、公告をもって代えることができるものとすることも含めて検討する。

現行の会社法上、株主提案権の行使要件は議決権 1%以上または議決権 300 個以上を、6 カ月以上継続して保有することとなっている。ここもと投資単位引下げの流れが進む中、議決権 300 個要件は株主提案権のハードルを下げ、濫用的に行使されるおそれがあるとの懸念から廃止または引上げの方向で議論されている。

また、行使要件のみならずその期限についても検討されている。現行では株主総会開催日の 8 週間前が株主提案権の行使期限となっており、株主提案権が適法に行使された場合には、株主提案に係る議案を招集通知や株主総会参考書類に記載しなければならない。株主総会資料の電子提供制度が始まり、株主総会資料を総会開催日の 3 週間前までに電子提供しなければならないことを踏まえると、5 週間の間に、株主提案権の行使要件を満たしているかの検討、提案株主との調整、提案に対する取締役会の意見の作成等の対応を行う必要がある。このことが実

務の負担になっているとの指摘もあり、その負担を軽減する方向で議論されている。

(6) その他

【中間試案の提案の概要】

- ① 株主により招集された株主総会の決議に基づいて選任される株式会社の業務及び財産の状況の調査者（会社法第 316 条第 2 項に基づく：2 項調査者）制度の見直し（下記の案のいずれかとする）
- (A 案) 招集時に株主総会の議案と定められた場合に限り、株式会社の業務及び財産の状況を調査する 2 項調査者の選任決議ができる。2 項調査者は、必要な調査を行い、その調査結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を株式会社に提出しなければならない。この場合、株式会社は調査に応じることで株主の共同の利益を著しく害するときは、裁判所の許可を得て、その調査に応ずることを拒むことができる
- (B 案) 会社法第 316 条第 2 項の規定を削除した上で、株主により招集された株主総会において、招集時に株主総会の議案と定められた場合に限り、裁判所に対して、株式会社の業務及び財産の状況を調査する業務検査役の選任の申立決議ができる。業務検査役選任申立決議があった場合は、提案株主は、裁判所に対し、業務検査役選任の申立てをすることができる
- ② 株主総会の招集手続等に関する検査役の選任申立権者として、現行制度の 6 カ月以上総議決権の 1%以上を保有する株主に加えて、取締役・執行役・監査役とする、又は現行制度の維持

現行法上、株主が招集した株主総会では、決議によって株式会社の業務及び財産の状況を調査する者（2 項調査者）を選任することができる。現行制度では、2 項調査者の選任議案は総会の招集時に通知する必要はなく、総会当日の動議によることができる。動議による 2 項調査者の選任が総会当日に出席していない株主からすると不意打ちであることや、2 項調査者は裁判所が選任するものではないため、提案株主からの独立性・中立性確保の課題や、調査に当たって得た会社の機密情報の外部流出・不正利用のおそれといった指摘がなされている。①の通り中間試案においては、A 案では、2 項調査者の選任議案を株主総会の招集に際して株主に通知するものとした上で、株主の共同の利益を害する場合は裁判所の許可を得て株式会社に 2 項調査者による調査の拒否権を与えるものとし、B 案では現行の 2 項調査者の規定を削除した上で、裁判所に対して業務検査役の選任の申立決議をすることができるものとしている。

②については、現行法上、総会検査役選任請求権を有するのは、株式会社又は総議決権の 1%以上を有する株主（上場会社の場合は 6 カ月以上の継続保有）である。取締役及び執行役、監査役が総会検査役の選任申立権者でないことで問題が生じ得るとの指摘もあることから見直すものであるが、見直しの必要性が不明確との意見もあることから、制度の見直しの可否を問

うものとなっている。

企業統治の在り方に関する規律及びその他の規律の見直し

(1) 指名委員会等設置会社制度の見直し

【中間試案の提案の概要】

① 指名委員会等の権限（下記の案のいずれかとする）

(A 案) 指名委員会等設置会社において、取締役の過半数が社外取締役である場合、取締役の選解任に関する指名委員会の決定の内容を、取締役会の決議により変更することを可能とする

(B 案) 現行法の規律の見直しをしない

※ (A 案) の見直しをする場合に、報酬委員会に同様の規律を設けるかは検討対象

② 監査委員会の権限等

a. 指名委員会等設置会社において、執行役を兼ねている取締役及び業務執行取締役は、監査委員会の議事録の閲覧・謄写をすることができないものとする

b. 株主総会の決議で取締役を選任する際、指名・報酬・監査委員会の委員に選定予定の取締役については、その旨を株主総会参考書類に記載しなければならないものとする

(株主総会参考書類に記載された者が委員に選定されなかった場合や、記載されていない者が委員に選定された場合などには、その旨・理由を事業報告に記載しなければならない)

①の A 案は、モニタリング・モデルとして 2002 年に創設された指名委員会等設置会社制度の利用が限定的であることから、見直しを行うものである。指名委員会等設置会社への移行が進まない理由としては、取締役会が指名委員会の決定を覆すことができないという、指名委員会の権限の強さなどが挙げられる。そのため、取締役の過半数が社外取締役という要件の下、取締役会が指名委員会の決定を覆すことができるようにすることが考えられている。ただし、要件が社外取締役の割合だけで十分かについては引き続き検討するとされている。

②の a. については、監査役会設置会社の取締役や監査等委員会設置会社の監査等委員でない取締役が監査役会、監査等委員会の議事録を閲覧等することができない一方、指名委員会等設置会社の場合は執行役を兼ねる者でも取締役は監査委員会の議事録を閲覧等することができるため、監査の独立性や実効性に懸念があることから見直しを行うものである。②の b. は、各委員会の委員が不当に解職されることなどを防ぐために説明責任を課すものである。

(2) 責任限定契約制度の見直し

【中間試案の提案の概要】

- ① 株式会社と業務執行取締役等である取締役及び執行役が責任限定契約を締結できるものとする
- ② 株式会社と業務執行取締役等である取締役及び執行役との利益が相反する状況における行為に基づく責任については、①の責任限定契約による責任の限定の対象外とする

役員等は、その任務を怠ったときは、株式会社に対して損害賠償責任を負うが、株式会社が社外取締役を含む非業務執行取締役等と責任限定契約を結ぶことで、損害賠償責任の限度額を定めることができる。①は、この責任限定契約の対象を業務執行取締役等に拡大するもので、グローバルに優秀な経営人材を確保する、経営陣による適切なリスクテイクを促進する、適切な責任分担をするといった考えを踏まえたものである。

なお、役員等の損害賠償責任の下限である最低責任限度額については、現行の会社法第 425 条で定められている。責任限定契約の対象を拡大した場合の業務執行取締役等の最低責任限度額に関しても第 425 条の通り、職務執行の対価の 1 年間当たりの額に相当する額の、代表取締役・代表執行役については 6 倍、それ以外の業務執行取締役等である取締役・執行役については 4 倍を基礎とした額となることが想定されている。

(3) 事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化

【中間試案の提案の概要】

- ① 上場会社が電子提供措置開始日までに事業報告等の開示事項の全てを記載した有価証券報告書を提出した場合には、事業報告等の作成を不要とする
- ② この場合における有価証券報告書について会計監査人が金融商品取引法に基づく監査をした場合、会社法に基づく会計監査人の監査をしたものとみなす

①②は足元で関心が寄せられている、有価証券報告書を定時株主総会前に提出する「総会前開示」を後押しするものである。金融商品取引法上の有価証券報告書と会社法上の事業報告等という、記載内容に重複がある二つの書類を「一本化」し、作成・提出に係る負担の軽減が図られている⁷。

ただし、現行法でも株主総会資料の電子提供措置開始日（株主総会日の 3 週間前の日または

⁷ 詳細については、藤野大輝「[有価証券報告書と事業報告等が一本化される](#)」（大和総研レポート、2026 年 4 月 23 日）を参照。

招集通知を発した日のいずれかの早い日)までに「有価証券報告書 兼 事業報告等」を EDINET により開示する、「一体開示」が認められている (EDINET 特例)。なお、一体開示を実施している企業は現状見られない。「一本化」が実現された場合には、会社法に基づく会計監査人の監査が不要になるが、手続上の負担軽減はそこまで大きいものではないだろう。事業報告等の開示事項の見直しについては、会社法制部会で引き続き検討していくものと考えられる。